

25長寿第31637号

平成25年9月13日

各指定訪問介護事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

指定訪問介護における特定事業所加算の算定要件について

このことについては、「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第96号。以下「告示第96号」という。）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生労働省課長通知）において示されているところです。

今回、県が実施した実地指導等において、告示第96号第三号イ（2）（二）の取り扱いについて疑義があったことから、下記のとおり、改めて取り扱いをお知らせします。

今後とも、特定事業所加算がより質の高いサービス提供を行う事業所を評価するものであるとの趣旨を踏まえ、当該加算の算定に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような質の高いサービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

記

指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者から当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることが当該加算の算定要件の一つとなっている。

また、「平成24年度報酬改定 Q&A (Vol.1)（平成24年3月16日付け厚生労働省事務連絡）」で示されている、①1人の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合、②サービス提供責任者が不在である場合、③1人の訪問介護員等が複数の利用者に1回ずつ訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、サービス提供責任者が文書等による事前の指示を一括で行い、サービス提供後の報告を適宜まとめて受けることも可能である。

ただし、従来のとおり、サービス提供責任者が訪問介護員等からのサービス提供後の報告を確認していない、当該報告を踏まえた指示を行っていない等、利用者への効果的なサービス提供に繋がっていない場合は、当該加算の算定要件を満たしておらず、当該加算の算定はできない。

(参考)

厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第96号）＜抜粋＞

三 訪問介護費における特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算（1） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1） （略）

（2） 次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。

（一） （略）

（二） 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者（指定居宅サービス等基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。

（三）～（七） （略）

ロ 特定事業所加算（2） イの（1）から（4）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（5）又は（6）のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算（3） イの（1）から（4）まで及び（7）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生労働省課長通知） ＜抜粋＞

（17） 特定事業所加算について

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

① 体制要件

イ～ロ （略）

ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

同号イ（2）（二）の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たっての必要な事項

なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、一日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

また、サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

同号（イ）（２）（二）の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、同号イ（２）（二）の訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存しなければならない。

ニ～ホ （略）

②～④ （略）